



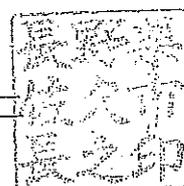
3 佐 総 第 2 0 6 号

令和3年11月19日

佐久市代表監査委員

佐々木 義明 様

佐久市長 柳田 清二



令和2年度決算審査に関する講評意見への措置状況について（報告）

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和2年度決算審査に対する対応調査（共通事項）

	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
関係各課	<p>1 <u>税以外の未収金対策について</u> 民法改正による消滅時効期間の改正が令和2年4月1日から施行され、短期の消滅時効が廃止されたことに伴い、ここ数年は改正後の過渡期となることから、滞納額が複数年に亘る滞納者への折衝及び時効の更新方法等の滞納処分対策について、佐久市未収金対策本部会議を中心として、各担当課間の情報共有化を徹底し、更なる未収金解消に努めてください。</p>	<p>消滅時効期間について、未収金対策本部幹事会において改正前後で消滅時効の期間が異なり、施行日前後で両方に滞納している者への対応について注意するなどの情報共有を図り、また、建築住宅課による私債権の法的回収方法についても情報を共有しました。 今後とも未収金対策本部幹事会や日々の業務において、各担当課における滞納者への折衝及び滞納処分対策について情報を共有し、効果的な回収対策及び未収金解消に努めます。</p>
関係各課	<p>2 <u>佐久地域定住自立圏について</u> 佐久地域定住自立圏の研修への参加について、連年不参加の市町村間では市町村間での意識に温度差がある側面もあり、当該事業については市町村間での活用するなど参加市町村に負担がない形も併用しながら、中心市としてリーディング市町村を發揮し事業効果を上げよう努めてください。</p>	<p>「佐久地域定住自立圏共生ビジョン」に基づく各取組については、取組を所管する部会ごとくに、実績を踏まえて毎年度改善を図ることとなっております。 改善の取組が徹底されるよう、改めて周知を図ります。</p>
関係各課	<p>3 <u>事務事業執行時の内容確認等について</u> 令和2年度の事務執行において基本的な事項の確認不足及び前例踏襲によると思われ、不適切な事務処理が認められました。 内部統制の着え方も踏まえ、予算要求から事業完了まで、基本的事項の確認・徹底を図ってください。</p>	<p>基本的な事項の確認不足及び前例踏襲による不適切な事務処理を繰り返さないため、予算要求から事業完了までに至る事務処理について、各部課において改めてミス防止のためのチェック体制の強化を図るなど基本的事項を確認・徹底し、不適切な事務処理の防止に努めます。</p>

令和2年度決算審査に対する対応調査（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
財政課	<p>1 土地開発基金に48筆の土地が計上されていますが、所管課の事業土地開発基金に把握するともに、基金として現在も必要なものか再検討すべき時期と考えます。</p>	<p>土地開発基金の保有現金については、佐久臼田インター工業団地造成のため特別会計に対して貸付（約4億3,000万円）を行っているため一時的に保有額が少なくなっていますが、工業団地の売却後には当該基金へ返還される予定です。</p> <p>また、保有土地については、令和3年度第3回定例会において一部（臼田総合運動公園事業用地）を引き取るために一般会計で予算化したところではありますが、今後とも継続して事業担当課からヒアリングを行うとともに、財源の状況をみながら引取り可能なものは一般会計で予算化をして引取りを行うことで、基金における保有面積の縮減を図っていきたいと考えています。</p> <p>今後、土地開発基金で保有する現金や土地について、本市の事業計画を踏まえた活用方法、また、他自治体における同基金の状況なども参考に基金の在り方を定めていきます。</p>
臼田支所	<p>1 佐久市堆肥製産センターについて施設の原料搬入可能量に対し、現状では原料の生ごみや畜糞搬入量が減少しています。費用対効果を踏まえた施設の有効利用を検討してください。</p>	<p>原料の生ごみの中で「家庭用生ごみ」は、減少傾向にありますが、今年度、新たに4つの給食センター（北部・南部・浅科・望月給食センター）などからの受入れも始めており、今後は「家庭用生ごみ」の減少を「事業系生ごみ」の増加により補えると見込んでいます。</p> <p>「畜糞」については、畜産農家が減少している状況であるため、臼田区内で確保が難しい場合は、対象を市内に広げるなどにより安定した確保に努めます。</p> <p>今後ともごみ処理の関係部署とも連携しながら堆肥原料の確保を図り、堆肥製産量の増加に繋げて、費用対効果の向上に努めます。</p> <p>なお、当センターは建設から20年が経過する中で、老朽化による設備などの修繕が増加する傾向にあり、処理能力の低下が懸念されています。今後、原料の搬入量の増加により、想定外の故障を生むリスクもありますので、設備の状況を見ながら計画的な修繕を実施し、また、堆肥製産量と利用される方との供給と需要のバランスなども考慮しながら運営を進めていきます。</p>

令和2年度決算審査に対する対応調査（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
望月支所	<p>1 望月土づくりセンターについて 望月土づくりセンターについては、佐久浅間農業協同組合（以下「JA」という。）に年間約9百万円で業務委託をしています。堆肥生産在庫を加味すると、更なる利益の向上も可能な施設と考えられます。今後の販路活用により販売増も可能なことから、委託先のJAを含め民間への移管を検討してください。</p>	<p>望月土づくりセンターについては、過疎債の償還期間である11年間の安定稼働を前提として、現在策定中の個別施設計画において指定管理者へ譲渡又は貸付けをしていく予定としています。 また、譲渡等が赤字施設の押し付けとならないよう、昨年度より指定管理者と経営改善についての協議を開始しています。 現在は大規模改修が終了ワークを最大限活用した販売を行うよう指摘をしています。</p>
契約課	<p>1 重要物品の管理について 重要物品の管理表にその他の備品の混在が認められました。財務規則に従い、現物管理と台帳の更新状況について漏れがないか、所管課と連携し、管理表の整備と適正管理の徹底を図ってください。</p>	<p>重要物品については、100万円以上の物品が対象とされていることから、各課とその管理の重要性を共有するため、写真を添付した付属資料の提出を求めました。今年度中に重要物品の確認及び管理表の整理を行います。</p>
スポーツ課	<p>1 佐久市海の家について 佐久市海の家の利用人数は37名で、コロナ禍により前年度対比84%の減であります。借上料は前年と同額の100万円となっております。利用実績を踏まえ、今後の海の家のあり方の見直しを行う時期と考えます。</p>	<p>海の家開設事業については、昭和50年からの継続事業となります。新型コロナウイルス感染症の拡大により、県をまたぐ移動が自粛されたことから、令和2年度の利用者が大幅に減少したと考えられますが、コロナ禍以前では、毎年200人以上の方にご利用いただいています。 今後は、アンケート等により市民ニーズを把握するとともに、受付方法や周知方法を見直し、利用促進を図ります。 また、借上料につきましては、利用者数によって精算できる契約方法などを協議・検討します。</p>

